

# 共産党要望項目一覧

平成28年度5月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【熊本地震をうけて】	
○被災者支援	
<p>①熊本地震で、要支援者を受け入れる「福祉避難所」が、職員の被災等による受入拒否や、当事者への周知不足などによって、機能しなかったことが問題になっている。総点検すると同時に、「福祉避難所」を増やす手立てをとること。また、日ごろから要支援者の個別避難計画を策定し当事者が避難場所を認識できるようにすること。現在一次避難所に行ってからのちに福祉避難所へ案内することになっているが、移動までの間に体調を崩す危険性があり、最初から福祉避難所にいけるように手立てをとっておくこと。大勢の避難所では発達障がい者は行くのがためられる場合もあるため適切な環境を用意すること。</p>	<p>「福祉避難所」の設置促進について、従来から設置主体である市町村に働きかけをしているところである。 また、要支援者の避難や避難所での対応等についても、市町村が中心的な役割を果たすところであるが、県も要支援者の個別避難計画の策定促進等を通じて市町村の対策の充実を働きかけてきたところである。</p>
<p>②被災者住宅再建支援法の支援上限額を300万円からせめて500万円に引き上げるよう求めること。県の支援制度は、一部損壊も支援対象に復活させること。</p>	<p>現行の支援金上限額（300万円）は、災害救助法で定める応急仮設住宅建設費用等との均衡が図られた妥当な額と考えており、引き上げを要望することは考えていない。 また、鳥取県被災者住宅再建支援制度は、災害の規模と個々の被害状況に応じて、国・県・市町村の役割分担を整理しており、一部損壊については市町村で対応いただくこととしている。</p>
<p>○耐震化整備について 熊本地震を始め、近年地震災害が相次いでおり、特に自分で身を守ることでできない乳幼児を抱える福祉施設の耐震化が急がれる。県内保育施設、幼稚園、認定こども園等の耐震診断、耐震改修計画について実態を調査し、早期に完了するよう県も支援をすること。</p>	<p>私立幼稚園の耐震化については、従来より県が支援を行っており、園舎等の耐震化をより一層促進するため、平成26年度～平成30年度の間に限り、改築事業及び耐震補強事業に関する補助率の引き上げを行うとともに、本年度からは、補助単価の引き上げも行い、設置者負担の軽減を図っている。 私立保育所・認定こども園の耐震化については、国庫補助制度を活用しながら各市町村が支援を行っている。 公立施設の耐震化については、各市町村において交付税措置がある有利な起債を活用しながら、計画的に整備を行っている。 耐震化の進捗状況については、定期的に県で調査を行っており、引き続き、県及び市町村が連携し、各幼児教育・保育施設の耐震化の一層の促進に取り組んで参りたい。</p>
1、消費税率引き上げ中止を	
<p>○安倍首相は来年4月からの消費税率10%への増税は「リーマンショックや大震災のような事態が起きない限り強行する」としているが、消費の落ち込みが続くうえ</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題である。なお、来年4月からの消費税率引上げ</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>に、熊本大地震も発生し、このままでは増税できないなどの声が急速に広がっている。安倍首相が内外の有識者を招いた「国際金融経済分析会合」でノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ米コロンビア大学教授やクルーグマン米ニューヨーク市立大学教授ら複数の経済学者からも消費税増税はやるべきでないという意見が相次いでいる。消費税増税反対は「日経」調査で61%、共同通信の調査では64.6%に上っている。</p> <p>格差をただし、経済に民主主義を確立するために、日本共産党は三つの改革を主張している。第一は税金の集め方を変えること。税金は負担能力に応じた原則に立った公正で民主的な税制への改革をすること富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革をすることで「消費税に頼らない別の道」で暮らしを支える財源を作る。第二は税金の使い方を変えること。社会保障、若者、子育てに優先して税金を使うこと。第三は働き方を変えること。雇用のルールを確立し中小企業を日本の政治の根幹にすえて振興する。などです。</p> <p>首相は7月の参院選前に増税延期を決めるという見方も広がっているが、増税は延期ではなく中止を求めること。</p>	<p>は、政府において、熊本地震の影響、現下の経済情勢などを見極めた上で適切な判断がなされるものと認識しており、消費税引上げの中止を求めることは考えていない。</p>
<p>2、地域経済</p>	
<p>○T P Pの批准中止を</p> <p>短期間の国会審議で、黒塗りにされた資料の提出が象徴するようにT P P交渉の異常な秘密主義と、国会決議違反がいよいよ鮮明となってきた。国会審議は参院選後に先送りになったが、T P Pの発効の批准に不可欠な米国でも議会審議の見通しさえ立っていない。国民に説明のつかない欺瞞に満ちたT P Pの批准案と関連法案は先延ばしでなく廃案にし批准案を撤回するよう国に求めること。</p>	<p>T P P協定を批准すべきか否かは国益全体を考えながら国会で慎重に議論すべきものであり、T P P協定批准案の撤回を国に求めていくことは考えていない。県としては、引き続き国内農林水産業の再生産を可能にする対策を講じるよう国に求めていく。</p>
<p>○生乳指定団体制度の継続</p> <p>政府の規制改革会議の農業ワーキンググループが牛乳の流通の大部分を担っている指定生乳生産者団体制度の</p>	<p>指定生乳生産者団体制度は、乳業メーカーに対する生産者の価格交渉力を高めるとともに、集送乳の合理化や需給調整機能など、生乳の安定供給に貢献していると認識している。そのため、今後とも制度の機能が維持されるように国に要望したい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>廃止を提案し、6月にも正式決定しようとしている。生乳は貯蔵性がなく腐敗しやすいことから短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要がある。多くの酪農家は自前の処理施設を持たないことから価格交渉で不利な立場に置かれているのが現状である。そのため現在各地の生産者団体の中から指定された団体（全国10団体）が酪農家から販売委託を受け乳業メーカーと交渉する仕組みになっている。規制改革会議がこの制度見直しの理由に挙げているのは生産者に多様な選択肢がなく、中小メーカーは価格交渉に参加できないから、牛乳供給不足が起こるなどとしている。しかし酪農家の減少や農家所得の減少は指定制度の責任ではなく乳製品の輸入拡大や円安で飼料価格の上昇など政策の要因とともにTPPによる不安の拡大が展望を失わせていることも重大である。国に対し制度見直しをやめ、指定団体制度を継続し、加工向けも含めた牛乳・乳製品の自給率向上と地域に密着した乳業メーカーや小売りとの協力促進など酪農・乳業への援助を強めるよう求めること。</p>	
<p>3、改憲について</p>	
<p>○自民党改憲草案に反対すること</p> <p>安倍政権は、憲法違反の安保法制を強行した上に、憲法改定まで狙っているが、自民党改憲草案は、過去の日本の侵略戦争の反省の上に形作られた憲法の立憲主義＝「個人の尊厳のため権力者を抑制する」ものから、「権力者が個人を制限」するものへと大転換させ、憲法を破壊するものであり決して容認できるものではない。改憲案「前文」では、「天皇を戴く国家」、第1条で「天皇元首」を明記し、主権在民を弱めている。「13条」は、「個人として尊重」を「人として尊重」に、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に書き換え、「97条」の「基本的人権の永久不可侵規定」を削除し、国家権力が個人の人権を制約するものとなっている。また「前文」から、「不戦の誓い」と「平和的生存権」が削除され、「9条」の戦争放棄は安全保障に入れ替わり、「9条2</p>	<p>憲法改正、国防といった事項は、国政の最たる課題であり、基本的人権など慎重な議論が幅広い国民の参画の下になされるべき。</p> <p>憲法改正そのものが、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものである以上、改正発議権のある国会の場で十分な議論を望む。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>項」では「国防軍の設置」、「改憲98条」では「緊急事態条項」創設で、戦争しない国から戦争する国へと大変質させられている。「自民党改憲草案」に反対すること。</p>	
<p>4、子育て・教育・子どもの貧困</p>	
<p>○待機児童緊急対策について</p> <p>国が3月28日に公表した待機児童の緊急対策は、施設定員の緩和など子供の成長と安全を犠牲にして既存施設に詰め込む一方、保育士賃金の引き上げはなく実効性に乏しい内容となっている。①19人が定員の小規模保育施設では22人に上限を拡大。②3歳児以降の受け入れ先が見つからない場合、特例的に認めていたものを恒常化③国の基準より配置基準や面積基準を引き上げている自治体は基準を緩めて受け入れを増やすよう求めているなど、これらの規制緩和や基準引き下げは期限も示されておらず、恒常的になる危険性を抱えている。国に対し待機児童解消策として、保育士賃金の抜本的引き上げ、認可保育所の抜本的増設、公定価格の引き上げを求めること。</p>	<p>保育士等の処遇改善について、国は、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、消費税率引上げによる増収を活用して、約0.7兆円を投じた処遇改善（給与費＋3％、3歳児加配の導入等）を行うとともに、昨年度補正予算でも公務員給与に連動した公定価格の単価改定（人件費＋1.9％）を実施したところである。</p> <p>しかしながら、新制度導入時にさらなる質の改善に必要とされた0.4兆円の財源確保の目処が立っていない状況にあることから、さらなる財源を確保し、保育士の処遇改善や保育士加配に係る加算の充実などの保育の質の改善を図るよう、継続して国に要望しており、本年4月にも一億総活躍担当大臣に対して要望を行ったところである。</p> <p>国においては、保育士や介護士の処遇改善を「ニッポン1億総活躍プラン」に反映させ、来年度から実施する方針を打ち出しているところであるが、財源確保も含めて着実に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望していく。</p>
<p>○保育士の配置基準の弾力化の中止</p> <p>鳥取県は国が保育士の配置基準の特例措置を示したことに伴い、規制緩和の県条例の改正を計画しているが、これは子どもの発達と安全を犠牲にし、保育の専門性を軽視し、保育士の配置増もないまま既存施設に押し込もうとするものである。また、当面の特例措置としているがこれらの規制緩和や配置基準引き下げの期限も示されていない。これまで国基準を上回る保育士の配置をしてきた県の方針にも逆行するものだ。条例改正計画は百害あって一利なし。ただちに中止すること。</p>	<p>本県においても、毎年、年度中途の待機児童が発生しており、待機児童の早急な解消と保育士の労働条件の緩和を図るため、各市町村や施設からは条例改正を求める声も多いことから、本県としては条例改正を提案する予定である。</p> <p>ただし、保育現場の意見やパブリックコメントも踏まえ、条例に弾力化の期限を設けるなど、県独自の基準を設定し、厳格に運用するとともに、弾力化により保育に従事することが可能となる保育士資格を有しない者に対しては、県独自の研修を義務付け、保育の質の確保を図ることとしている。</p> <p>【5月補正】保育・幼児教育の質の向上強化事業 410千円</p>
<p>○保育士処遇改善</p> <p>保育士不足は、厳しい労働や責任の重さに見合わない、全産業の平均給与より月10万円も低いという賃金が大きな要因の一つである。処遇改善のため、県が公立もふくめて処遇改善加算をすること。</p>	<p>国においては、保育士や介護士の処遇改善を「ニッポン1億総活躍プラン」に反映させ、来年度から実施する方針を打ち出しているところである。本県は、財源確保も含めてそれら処遇改善が着実に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望していく予定であるが、現時点において、これまで県単独で実施している1歳児加配や障がい児加配などを通じた処遇改善以外で新たに、県が独自の処遇改善加算を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○保育所待機児童対策の一環として、鳥取県は県内私立の保育所に対し、年度当初から乳児加算で、保育士の確保を支援している。市町村立の保育所に対しても乳児加算を実施すること。</p>	<p>なお、公立保育所の運営費については、平成15年度から一般財源化され市町村に交付税措置がされていることから、市町村が負担することが原則であり、公立保育所に対する県の補助は、1歳児加配や障がい児加配など、交付税措置を上回る配置基準により保育の質の向上を図るものと、県に交付税措置されている産休等代替職員配置補助事業に限定しており、年度中途の乳児の入所に対応するための保育士の配置に対する助成については、①国庫補助金が存在していた平成15年の時点で、公立は対象外とされていたこと②保育の実施主体たる市町村において計画的に職員配置を行うことは、市町村本来の事務であることから、県の補助の対象とすることは考えていない。</p>
<p>○学童保育（放課後児童クラブ）について 学童保育を利用した子どもの貧困対策に、県は補助金を出しているが、そもそも学童を利用する費用が出せない（学童に行けない）世帯がある。これでは貧困対策の制度足りえない。学童保育の役割は増加していることや、公立だけでなく、さまざまな形態での学童保育が開所されている。県はこれまでも県単独で障がい加算や小規模クラブへの補助をするなど支援をしているが、県独自の放課後児童クラブガイドラインをつくり減免措置を位置付けるなど、市町村によって偏りのある減免の解消をするため、市町村任せにせず、支援をすること。</p>	<p>放課後児童クラブについては、全体の事業費の1/2を利用者負担、残りの1/2を公費負担という前提で国の補助単価が定められており、これを踏まえつつ、各クラブが運営状況等を勘案して保育料を定めている。 保育料の減免については、県全体では153クラブ中96クラブ（62.7%）において、何らかの軽減措置を実施しているが、市町村からは「クラブが自ら保育料を集めているケースでは軽減措置を設ける際の実務的な課題が大きい」、「保育料自体を市町村で独自に抑えているため軽減措置を新たに設ける必要がない」といった意見もあり、運営方法や保育料の水準が市町村によって大きく異なる中で、県として統一的な軽減措置を設けることは困難である。</p>
<p>5、環境問題</p>	
<p>○中国電力との安全協定について 中国電力は、島根原発1号機の廃炉工程をまとめた「廃止措置計画」の原子力規制委員会への許可申請と特定重大事故等対処施設等の設置について、立地自治体（鳥根県と松江市）に原子力安全協定に基づく事前了解を申し入れた。1号機廃炉は当然だが特に廃炉計画は使用済み核燃料や工事中に発生する放射性廃棄物の問題がある。また特定重大事故対策も十分といえるものかも疑問である。鳥取県は周辺自治体であり、立地自治体と同等な扱いといいながらも事前報告にすぎず、周辺自治体の了解なくして申請はありえない。中国電力に対し、鳥取県民、議会への十分な説明を求めるとともに、引き続き安全協定の改定に尽力すること。</p>	<p>平成28年4月28日に中国電力から安全協定に基づき、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設等の設置に係る事前報告がなされた。中国電力には住民の安全を第一義とするよう強く求め、立地自治体のみならず鳥取県など周辺の意見を聴くなど立地自治体と同等に対応をすること、住民も重要な関心を持っているので説明会等を通じて丁寧に説明することなどを申し入れた。今後、原子力安全顧問の知見を踏まえ、議会や米子市、境港市と協議し、県としての判断をとりまとめていく。 安全協定については、従前より、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを求めるとともに、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めている。 さらに、平成27年3月18日の1号機廃止決定の報告を踏まえ、3月19日と5月15日に行った廃止に係る申し入れにおいても、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう求めているが、引き続き、中国電力に改定を繰り返し求めていく。なお、平成25年3月15日、中国電力からの文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを確認している。 【見直しを求めている内容】</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>①計画等の報告（協定第6条）を、「発電所の増設計画等に対する事前了解」へ  ②燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（要綱第4条）を、「事前連絡内容に核物質防護情報（輸送日時、経路等詳細情報）を含める。」へ  ③現地確認（協定第11条）を、「立入調査」へ  ④立入調査に基づく適切な措置の要求[新設]</p> <p>なお、平成27年12月22日、島根原子力発電所1号機の廃止措置を踏まえた安全協定等の一部を改定する協定等の締結を行い、廃止措置関連については、立地自治体の協定と同等のものとした。</p>
<p>○安定ヨウ素剤の事前配布について</p> <p>原子力災害が発生した場合、放出される放射性ヨウ素を吸い込むと、特に成長期にある子どもや若年層に影響があり、40歳以上はリスクが少ないといわれている。安定ヨウ素剤の服用は成長期の子どもや若年層の内部被曝に有効であるといわれている。鳥取県は安定ヨウ素剤について、境港市全域そして米子市の一部に一時集結所、公民館、公立の学校、福祉施設等に配備しており、適切な管理、更新、誤飲の恐れなどから事前配布には慎重な構えだがタイミングを逃すと効果が失われる。ベルギー保健省は原発から半径20キロに住む住民対象に安定ヨウ素剤の事前配布をしていたが、このほど半径100キロに拡大するとしている。福井県の原発から約45～70キロの兵庫県篠山市では、今年から事前配布を希望者に行っている。鳥取県でも検討を進めること。</p>	<p>国の原子力災害対策指針に基づき、米子市・境港市と安定ヨウ素剤の配布方法の検討を行い、UPZ（30キロ）圏内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等の「一時集結所」に住民分を備蓄、また小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」分も備蓄しており、確実に保管管理でき、迅速に配布、服用できる体制を整備している。</p> <p>なお、事前配布は、服用指示が出た際に速やかな服用が可能となる一方で、誤飲や紛失など保管管理の問題や、災害時の混乱の中での服用確認の困難さ等のデメリットがあり、慎重な対応が必要と認識している。</p> <p>乳幼児用の薬剤（液剤）は服用時に調剤する必要があり、事前配布はもちろん、備蓄もできない状況であるため、国に対して備蓄可能な乳幼児用薬剤の開発促進を要望しており、国内メーカーが開発に着手されていると伺っている。</p>
<p>○産廃処分場建設計画について</p> <p>環境管理事業センターによる別案の作成がすすめられているが、当初案と別案の比較検討をだれが実施するのか明確でない。また4月の生活環境部の常任委員会では調査方法書案について検討会の開催が報告されたが、これまでシーイーシーが行った調査方法との違いも不明である。すでに環境プラントに支払われた成果品の買取についてこれまで精査した内容を開示すること。</p>	<p>現計画案と別案の比較検討は、処分場の設置運営主体である（公財）鳥取県環境管理事業センターが行うものである。</p> <p>また、4月の常任委員会では、別案の場合、施設の諸元の一部に変更が生じ、その点で生活環境影響調査の修正が必要となることから、その調査方法について専門家に評価いただいた結果及び留意点を報告したものであり、調査方法は、現計画案の生活環境影響調査と同様に環境省が示す廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に沿ったものである。</p> <p>なお、環境管理事業センターが事業承継に際して取得した環境プラント工業の成果物の確認作業は同センターが行ったものであり、県として開示すべき内容を持ち合わせていない。</p>
<p>6、医療・国保・介護</p>	
<p>○後期高齢者医療制度</p>	
<p>①制度がスタートして8年が経過したが、今後後期高齢者被保険者の負担軽減のため保険料「特例軽減」制度を廃</p>	<p>後期高齢者医療保険料については、制度の施行時から激変緩和の措置として、保険料軽減の特例措置を継続しているところであるが、このたびの医療保険制度改革の中で、保険料軽減の特例措置を平</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>止しようとしている。保険料は8.5割軽減の場合2倍、9割軽減の場合3倍、健保の被扶養者だった9割軽減の人は5倍から10倍の値上がりとなり、実施されれば高齢者の生活にとって大打撃となる。特例軽減制度を堅持するよう国に求めること。</p>	<p>成29年度から段階的に縮小していくこととされている。</p> <p>これは、負担の公平性を図る観点から国保の軽減措置との整合性を踏まえるとともに、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう行われるものである。</p> <p>なお、特例措置は段階的廃止となるが、政令本則に基づく所得に応じた保険料の軽減措置は行われるとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされているところである。</p> <p>県としては、このたびの医療保険制度改革のもと、将来にわたり後期高齢者医療が持続可能な制度となることが必要と認識しており、国に中止を求めることは考えていない。</p>
<p>②また広域化事業により、制度の運営が各自治体や住民の手から離れ実態がつかみにくい状況となっている。鳥取県の後期高齢者医療制度の滞納被保険者数は614人で、そのうち短期被保険者証交付者数は172人にのぼっている（2015年6月1日現在速報値）が、実態をつかむこと。</p>	<p>後期高齢者医療制度の実態については、毎年、後期高齢者医療広域連合との事務打合せや関係会議などにより普段から連携を図り、事業実施の状況の把握に努めているところである。</p>
<p>③この間、基金の活用で保険料の引き上げ幅は押さえられているが確実に引き上げられている。短期保険証の発行も3ヶ月更新となっている。社会保障の観点からも資格証と同様に非道な高齢者への短期保険証の発行を中止すること。</p>	<p>短期被保険者証の交付については、国民健康保険制度と同様に、後期高齢者医療制度を維持するために被保険者に保険料を納付していただくための仕組みとして法定されているもので、世帯主と直接面会し、収納について話し合える貴重な機会と捉えているところであり、県としては短期被保険者証の発行の中止を後期高齢者医療広域連合に求めることは考えていない。</p>
<p>④健診内容を国保並みにし、健診費用の補助をすること。</p>	<p>本県では従来から被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため、鳥取県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査に対して独自に国基準単価の1/3を補助しているところである。</p> <p>また、本年度から新たに、県単独で口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防するための歯科健診に対しても同様に補助することとしている。</p>
<p>○国民健康保険～国保都道府県単位化</p> <p>〔都道県国民健康保険運営方針策定要領（案）〕が厚労省から示され、2018年からの都道府県単位化の実施に向け今後、都道府県と市町村が協議し「運営方針」を決定していくとしている。もともと国保加入の中心は農家や自営業者の世帯という制度の構造上の問題があったが、国保財政の深刻な悪化は、1984年当時国庫負担約5割から現在は約25%と半減したこと。加えて年金者の増加、無職、低収入あるいは非正規労働など労働環境の悪化が、高すぎる保険料、滞納者の増加、非情な取</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
り立ての悪循環を招いている。2014年度の全国都道府県の国保差し押さえ率は14位と高位で県民の困難な状況が数字上でも明らかになっている。	
①国保の県単一化をふまえ、県の要領を作成するにあたり、「一般会計からの法定外繰り入れ」について『解消または削減すべき対象』という文章を盛り込まないこと。県の独自支援を行うこと。ペナルティー解消を国に求め、解消に至らなかった場合県が応分の負担をすること。	赤字補填を目的とした一般会計からの国保特会への法定外繰り入れは、平成30年度からの都道府県化に伴い、解消・削減が図られるように国費が3,400億円支援されるとともに財政安定化基金の活用等が予定されているところである。 国保運営方針の策定に当たって、市町村の赤字解消・削減への取組については、今後、県と市町村の国保連携会議で協議し、方向性を決定していくこととしている。
②保険者支援制度を活用し、国保料を引き下げること。	保険者支援制度は国の低所得者対策に係る制度であり、県が本制度を活用し、国保料の引き下げを行うことは考えていない。
③保険料の算定は応能負担を原則にすること。住民非課税世帯は応能割をゼロに、子どもは均等割りの人数に入れないこと。	保険料の賦課は、国民健康保険法施行令で、応能負担と応益負担がそれぞれ50%の標準割合が示されているところであり、受益に応じた負担も必要と考えているため応能負担を原則とすることは考えていない。 なお、応益負担については、所得に応じて7・5・2割の軽減措置が設けられている。
④差し押さえ禁止財産を厳格に厳守し、滞納者には福祉担当者等と連携し対応すること。納税緩和措置や徴収猶予、換価の猶予等を周知すること。資格証の発行、短期証の留め置きをやめること。	被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付しただけのための仕組みとして法定されているものである。 市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、県では、引き続き市町村に対し適切に運用するよう助言していく。 また、短期被保険者証の交付については、世帯主と直接面会でき、収納について話し合える貴重な機会と捉えているが、一方で、世帯主が窓口になかなか来ないことにより、短期被保険者証を窓口で長期留保することは望ましくないため、被保険者の手元に確実に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう助言していく。
⑤市町村連携会議や県国保運営協議会に公募委員を募ること。会議は公開を原則にすること。	県と市町村の国保連携会議は、国保運営方針の策定等を内部で検討するための会議と位置付けており、公募委員は考えていない。県が今後設置する国保運営協議会では被保険者代表もメンバーとするため公募により選任する予定としている。 また、県と市町村との国保連携会議は、国の非公開の資料を活用するため非公開としている。
7、住宅	
○住生活基本計画と公営住宅の整備 30歳未満の勤労単身世帯の1ヶ月当たりの平均消費支出に占める住居費の割合は1969年5%程度が2009年には男性2割、女性3割を占め、負担は増大している（総務省調査）。2013年度の全国公営住宅入居者収入は月収104千円以下が78%、民間借家（賃貸	人口・世帯数の減少に伴い、公営住宅の戸数が住宅に困窮する世帯数を上回ることが予測され、また、現在でも低廉な家賃の民間賃貸住宅が数多く空いていることから、県営住宅を増設することは妥当でないと考える。 なお、今年度改定する鳥取県住生活基本計画では、公営住宅の必要戸数を定めるにあたり、単純な人口減少を反映させるだけではなく、今後増加が見込まれる高齢者・障がい者・母子父子世帯等の住宅確保要配慮者数を考慮し、算定することを検討している。



要望項目	左に対する対応方針等
<p>住宅)に居住する低所得世帯は408万世帯(民間賃貸居住の28%)など各層の居住実態は、住宅困窮、住まいの貧困が借家層だけでなく持ち家層にも一層拡大していることを示している。今後10年の県の基本計画には、民間空き賃貸住宅数による公営住宅数を削減、また整備を抑制するのではなく、県民のくらしの基盤となる住居、憲法25条の趣旨がいかされる計画が必要である。消費支出に占める住居費の実態等を調査し、特に低所得者(若年、障がい者、高齢者等)の住宅確保のため公営住宅の整備を位置付けること。</p>	
<p>○若者の家賃補助 若者が結婚できない事情の一つに住宅の確保が難しい点がある。民間住宅への家賃補助を検討すること。</p>	<p>県営住宅では、低所得者世帯や子育て世帯を優先入居の対象としており、また収入状況により家賃の減免を実施しているため、新たに若者だけを対象とする家賃助成制度の創設は考えていない。 なお、県では、専任の相談員を配置した「あんしん賃貸支援事業」の制度を設け、高齢者や障がい者だけでなく、若者を含めた低額所得者や子育て世帯等幅広い住宅困窮者を対象とした支援をすでに行っている。</p>
<p>8、「鳥取県公共施設等管理計画」について</p>	
<p>○「計画」が策定されたが、個別の施設の今後の有り方は、上から結論を押し付けるのではなく、地域住民の声をふまえて対応すること。</p>	<p>個別の施設の今後の在り方を検討する際には、施設の利用状況や地域住民の声なども聞きながら、様々な観点から適正な配置や規模を検討していく。</p>
<p>○「庁舎等」、「学校・教育施設」は、単純に人口減少を前提とせず、人口増にむすびつくような公共サービスの充実を検討すること。</p>	<p>将来的な人口減少が見込まれる中で、施設の適正化は必要であると考えている。</p>
<p>○「計画」には、検討中の県立美術館建設や建設中の高規格道路が含まれていない。これらの維持管理計画等も合わせて提示すること。</p>	<p>この計画は、策定時点で現有する施設等を元に生涯経費を試算したものであり、今後整備していく施設等についても、この計画に定めた基本方針に沿って適正な維持管理等を行っていくこととなる。 なお、この計画は、今後も適宜見直しを行うこととしている。</p>
<p>○同時並行で「鳥取県PPP/PFI手法検討の優先的検討方針」が示され、県立施設の民間委託が検討されることとなっているのは問題である。民間委託によって、公共サービスが儲けの手段に利用され、公共サービス維持が困難となる危険性がある。こうした一律の民営化の検討は中止すること。とりわけ、「もうけ本位」と相容れない福祉関連の施設や教育施設の民営化はやめること。</p>	<p>PPP/PFIは、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものである。 今回の「鳥取県PPP/PFI手法検討の優先的検討方針」は、それぞれの県立施設のあり方について、特性や取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、個別に検討を行う方針を定めたものであり、一律に民間委託を検討することを目的とするものではない。</p>
<p>9、鳥取技工士学校の来年度新入予定生が定員20名に対</p>	<p>鳥取歯科技工専門学校に対しては、これまでも、地域医療介護総合確保基金を活用して、教材の整</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>し2名で、存続が危ぶまれている。東部歯科医師会が運営しているがこのまま続けるには年間1900万円程度の赤字が続く。技工士の給与水準は全国的にも低く長時間労働のため、新卒の8割がやめていく。鳥取県でも50歳以上の技工士が半数を占め、県内で技工物が作成できない状況が10年後から生じる恐れがある。状況調査をすること。</p>	<p>備や校舎の改修の経費を支援しているところである。歯科技工士の養成・確保に係る問題については、関係団体と協議したい。</p>